

お知らせ

当院では歯科医療に係る院内感染防止対策について下記のとおり取り組んでいます

院内感染防止対策

▷ 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。

▷ 口腔内での使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。

▷ 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を定期的に受講している歯科医師が配属されています。

★当院は、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療感染対策加算Ⅰ」を算定しています。

令和7年11月
西新井病院 院長

